

小山市立大谷東小学校緑化協力委員会会則

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、小山市立大谷東小学校緑化協力委員会という。

第2条 この会は、事務局を小山市立大谷東小学校におく。

第2章 目的

第3条 この会は、緑化活動等を通して小山市立大谷東小学校の環境整備に役立つことを目的とする。

第3章 組織

第4条 この会員となることのできる者は、次のとおりである。

- 1 小山市立大谷東小学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者。
- 2 その他、この会の趣旨に賛同する者。

第5条 この会の会員は、会費を納めるものとし、会費は、月額50円とする。

第6条 この会には、次の役職をおく。

- 1 委員長 1名
- 2 副委員長 4名（内学校2名）
- 3 庶務会計 2名（内学校1名）
- 4 委員 若干名

第7条 前条の役職の任務は、次のとおりとする。

- 1 委員長 委員長は、この会を代表し、会務を統括し、この会の企画にあたる。
- 2 副委員長 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 庶務会計 庶務会計は会計事務を処理し、庶務にあたる。
- 4 委員 委員は、企画に基づき委員会の運営活動にあたる。

第8条 この会は、委員会において顧問を推薦することができる。

第9条 第6条の役職の任務は1年とする。但し、再選を妨げない。

第4章 役員の選出

第10条 委員長、副委員長、庶務会計、委員の選出は、次のとおりである。

- 1 委員長、副委員長については、委員会において前年度のうちに互選され決定する。
- 2 庶務会計（学校1名）は、学校長の任命により任務にあたる。
- 3 委員については、委員会において推薦され本人の了解を得て決定する。

第5章 会議及び緑化活動

第11条 この会での会議及び活動は、次のとおりとする。

総会 委員会 緑化活動

第12条 総会は、毎年5月上旬までに開き、会務報告、年間計画、決算承認、予算審議及びその他の重要な審議を行う。

第13条 総会は、出席者（委任状提出者も含めて）が会員の過半数を越えた時に成立する。但し、臨時総会の場合は、この限りでない。

第14条 委員会は、この会の企画運営にあたる。

第15条 緑化活動とは、この会の事業の遂行のための活動をいう。

第16条 学校長は、会議・活動に出席した場合、意見を述べるることができる。

第6章 経理

第17条 この会の活動に要する経費は、寄付金及びその他の収入による。

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第19条 この会の会計は、毎年「小山市立大谷東小学校PTA会則」による会計監査員の監査を受けなくてはならない。

第20条 この会の活動に關しての必要な会則の改正は、この会の会則に反しない限り委員会の審議を経て決定する。

第7章 その他

第21条 この会の会則の改正は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

付則1 この会の会則は昭和62年5月9日から施行する。

2 平成29年4月22日一部変更